



福岡医発第0311号(地)

平成27年 4月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」及び「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」の一部改正について

今般、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」及び「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」が一部改正され、別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保険課より、日本医師会及び福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室を通じて周知依頼がありました。

今回の主な改正は、精神保健指定医の指定申請等について、従来、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、地方厚生局長に提出することとされていたものを、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出することとしたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

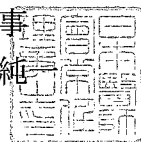
(地Ⅲ6)

平成27年4月7日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本 純一



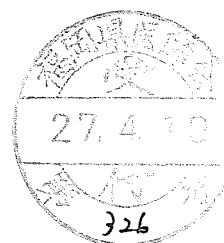
「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」及び「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」及び「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」が一部改正され、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より、各都道府県精神保健福祉主管部（局）長等宛に通知が出され、本会に対しても周知・協力方依頼がありました。

今回の主な改正は、精神保健指定医の指定申請等について、従来、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、地方厚生局長に提出することとしていたものを、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出することとしたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。





障精発0331第3号

平成27年3月31日

公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本総合病院精神医学会
公益社団法人 日本医師会

御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長



「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」及び「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」の一部改正について

標記について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」（昭和25年厚生省令第31号）の一部改正に伴い、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」及び「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」の一部改正について（平成27年3月31日障精発0331第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を別添のとおり各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長あて通知したので、貴会におかれましても、適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。

(公印省略)

27健第135号

平成27年4月9日

福岡県精神神経科診療所協会長 殿

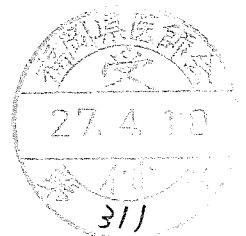
福岡県保健医療介護部健康増進課
こころの健康づくり推進室長
(精神保健班)

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」及び「精神保健
指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」の一部改正について（通知）

本県の精神保健行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から別添のとおり、通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員への周知について御協力よろしくお願いいたします。



障精発 0331 第 1 号

平成 27 年 3 月 31 日

各

都道府県 指定都市

 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長

（公 印 省 略）

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」及び「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」の一部改正について

標記について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」（昭和 25 年厚生省令第 31 号）の一部改正に伴い、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」（平成 22 年 2 月 8 日障精発 0208 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）及び「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」（平成 8 年 3 月 21 日健医精発第 20 号厚生省保健医療局精神保健福祉課長通知）を別添 1 及び 2 のとおり一部改正することとしたので、適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について（平成27年 3 月31日障精発 0 3 3 1 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）

（下線部が変更部分）

改 正 後	現 行
精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について 1 精神保健指定医の指定要件たる精神科実務経験について （1）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号に規定されている「精神障害の診断又は治療に従事した経験」（以下「精神科実務経験」という。）については、精神保健指定医制度の趣旨にかんがみ、自ら精神障害者の診断又は治療に当たるなかで、患者の人権や個人としての尊厳に配慮した精神医学的経験を有することを精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定要件とすることとしたものであり、その期間については 3 年以上とされていること。 （2）精神科実務経験は、精神科を標榜している医療機関（平成 20 年 3 月 31 日現在神経科を標榜している医療機関を含む。）において行った精神障害者の診断又は治療（デイ・ケアを含む。）をいうものであること。 。ただし、当分の間、精神科の診療に相当の経験を有する医師の配置が法律等により定められている施設において常勤の医師として行った診断又は治療についても、これに含まれるものであること。なお、この施設について問合わせ等があった場合には、本職と十分調整されたいこと。 （3）精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする。 ア 精神科実務経験の期間については、1 週間に 4 日以上精神障害者の診断又は治療に当たっている期間を算定対象とするものとする。 イ アにいう「4 日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に 1 日おおむね 8 時間以上当たった日について行うものであること。 。なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できるものであること。 ウ 精神保健福祉センター、保健所におけるデイ・ケアに従事した時間及び期間については、これに算入できるものであること。また、これらの機関で嘱託医として精神障害者に対する相談業務に従事した時間についても、これに含まれるものであること。 エ 当直のみをする時間及び期間については、精神科実務経験として算定できないものであること。 オ 動物実験等に携わる時間及び期間は、精神科実務経験として算定できないものであること。	精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について 1 精神保健指定医の指定要件たる精神科実務経験について （1）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号に規定されている「精神障害の診断又は治療に従事した経験」（以下「精神科実務経験」という。）については、精神保健指定医制度の趣旨にかんがみ、自ら精神障害者の診断又は治療に当たるなかで、患者の人権や個人としての尊厳に配慮した精神医学的経験を有することを精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定要件とすることとしたものであり、その期間については 3 年以上とされていること。 （2）精神科実務経験は、精神科を標榜している医療機関（平成 20 年 3 月 31 日現在神経科を標榜している医療機関を含む。）において行った精神障害者の診断又は治療（デイ・ケアを含む。）をいうものであること。 。ただし、当分の間、精神科の診療に相当の経験を有する医師の配置が法律等により定められている施設において常勤の医師として行った診断又は治療についても、これに含まれるものであること。なお、この施設について問合わせ等があった場合には、本職と十分調整されたいこと。 （3）精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする。 ア 精神科実務経験の期間については、1 週間に 4 日以上精神障害者の診断又は治療に当たっている期間を算定対象とするものとする。 イ アにいう「4 日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に 1 日おおむね 8 時間以上当たった日について行うものであること。 。なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できるものであること。 ウ 精神保健福祉センター、保健所におけるデイ・ケアに従事した時間及び期間については、これに算入できるものであること。また、これらの機関で嘱託医として精神障害者に対する相談業務に従事した時間についても、これに含まれるものであること。 エ 当直のみをする時間及び期間については、精神科実務経験として算定できないものであること。 オ 動物実験等に携わる時間及び期間は、精神科実務経験として算定できないものであること。

カ 精神医学を専攻する大学院生にあつては、副科目及び選択科目の履修や研究のために、精神障害者の診断又は治療を行わない時間及び期間が生じるが、この時間及び期間は、精神科実務経験として算定できないものであること。

キ 外国留学等外国において精神障害者の診断又は治療に当たった場合においては、この時間及び期間は、精神科実務経験に算入できるものであること。

(4) 医療実務経験の期間の算定については、(3)の精神科実務経験の期間の算定方法に準じることとする（ウは除く）。

なお、医師法（昭和23年法律第201号。）第16条の2第1項に規定する臨床研修において、保健所等で業務に従事した場合においては、この時間及び期間は医療実務経験に算入できるものとする。

2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて

(1) 法第18条第1項第3号及び同号に基づく厚生省告示(昭和63年4月厚生省告示第124号)(以下「精神科実務経験告示」という。)に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、指定医の指定申請時に提出するいわゆるケースレポートにより、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を有しているかについて確認するものとする。このケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、指定医申請書に添付して、申請するものとする。

その際、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、別紙1のとおり指定医ケースレポートの評価基準がとりまとめられているので参考とすること。

なお、精神科実務経験告示は、指定医としての指定要件として必要最小限の症例数を定めたものであり、指定医の指定を受けようとする者は、3年間の精神科実務経験の中においては任意入院者を含めてこれ以上の症例を積極的に取り扱うことが望ましいものであること。

(2) ケースレポートの対象となる患者については、以下によるものとする。

ア 精神科実務経験告示に定める8例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務（1(3)ア及びイに該当するものをいう。以下同じ。）し、当該医療機関に常時勤務する指定医（以下「指導医」という。）の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、少なくとも一週間に4日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。

イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した症例についてケースレポートを提出するものとする。

注1 入院形態の変更は、変更前の入院形態については退院と、変更後の入院形態については入院とみなすものとする。

カ 精神医学を専攻する大学院生にあつては、副科目及び選択科目の履修や研究のために、精神障害者の診断又は治療を行わない時間及び期間が生じるが、この時間及び期間は、精神科実務経験として算定できないものであること。

キ 外国留学等外国において精神障害者の診断又は治療に当たった場合においては、この時間及び期間は、精神科実務経験に算入できるものであること。

(4) 医療実務経験の期間の算定については、(3)の精神科実務経験の期間の算定方法に準じることとする（ウは除く）。

なお、医師法（昭和23年法律第201号。）第16条の2第1項に規定する臨床研修において、保健所等で業務に従事した場合においては、この時間及び期間は医療実務経験に算入できるものとする。

2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて

(1) 法第18条第1項第3号及び同号に基づく厚生省告示(昭和63年4月厚生省告示第124号)(以下「精神科実務経験告示」という。)に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、指定医の指定申請時に提出するいわゆるケースレポートにより、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を有しているかについて確認するものとする。このケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、指定医申請書に添付して、申請するものとする。

その際、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、別紙1のとおり指定医ケースレポートの評価基準がとりまとめられているので参考とすること。

なお、精神科実務経験告示は、指定医としての指定要件として必要最小限の症例数を定めたものであり、指定医の指定を受けようとする者は、3年間の精神科実務経験の中においては任意入院者を含めてこれ以上の症例を積極的に取り扱うことが望ましいものであること。

(2) ケースレポートの対象となる患者については、以下によるものとする。

ア 精神科実務経験告示に定める8例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務（1(3)ア及びイに該当するものをいう。以下同じ。）し、当該医療機関に常時勤務する指定医（以下「指導医」という。）の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、少なくとも一週間に4日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。

イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した症例についてケースレポートを提出するものとする。

注1 入院形態の変更は、変更前の入院形態については退院と、変更後の入院形態については入院とみなすものとする。

注2 同一の入院形態のままの転院及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第43条第4項に基づく指定入院医療機関の変更（以下「転院等」という。）は転院等以前の医療機関では退院とみなさないものとする。（「中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）」及び「症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」については、オを参照すること。）なお、転院先においては入院とみなすものとする。

ウ 入院が長期にわたる場合は、入院から3ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者については新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が3ヶ月以上である場合において、それぞれケースレポートの対象とすることができるものとする。

エ 医療保護入院又は措置入院（以下「医療保護入院等」という。）の途中から担当し、任意入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例については、当該医療保護入院等の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに任意入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

また、措置入院の途中から担当し、医療保護入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例についても、当該措置入院の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに医療保護入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、措置入院の症例としてケースレポートの対象とすることができるものとする。

オ 「中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）」及び「症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」については、イの注2の規定に関わらず、入院から3ヶ月以内に同一の入院形態のまま転院等が行われた症例であっても、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

カ 児童・思春期精神障害で任意入院を選ぶ場合（平成26年4月1日以後に入院した者に限る。）は、当該患者の入院から退院までの期間を継続して診療に従事した症例、入院から3ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者について新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事しその期間が3ヶ月以上である症例をケースレポートの対象とすることができるものとする。

キ イからカについては、別紙2「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」を参照すること。

ク 同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成することは認められないものであること。

注2 同一の入院形態のままの転院及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第43条第4項に基づく指定入院医療機関の変更（以下「転院等」という。）は転院等以前の医療機関では退院とみなさないものとする。（「中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）」及び「症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」については、オを参照すること。）なお、転院先においては入院とみなすものとする。

ウ 入院が長期にわたる場合は、入院から3ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者については新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が3ヶ月以上である場合において、それぞれケースレポートの対象とすることができるものとする。

エ 医療保護入院又は措置入院（以下「医療保護入院等」という。）の途中から担当し、任意入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例については、当該医療保護入院等の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに任意入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

また、措置入院の途中から担当し、医療保護入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例についても、当該措置入院の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに医療保護入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、措置入院の症例としてケースレポートの対象とすることができるものとする。

オ 「中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）」及び「症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」については、イの注2の規定に関わらず、入院から3ヶ月以内に同一の入院形態のまま転院等が行われた症例であっても、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

カ 児童・思春期精神障害で任意入院を選ぶ場合（平成26年4月1日以後に入院した者に限る。）は、当該患者の入院から退院までの期間を継続して診療に従事した症例、入院から3ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者について新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事しその期間が3ヶ月以上である症例をケースレポートの対象とすることができるものとする。

キ イからカについては、別紙2「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」を参照すること。

ク 同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成することは認められないものであること。

ケ 指定医の申請時から7年以前に診療に従事した症例についてケースレポートを作成することは認められないものであること。ただし申請時から7年以前に診療を開始した症例であっても、申請時から7年前以降まで引き続き当該診療に従事した症例については、ケースレポートの対象とすることができるものであること。

3 指導医について

(1) 指導医は以下の役割を担うものとする。

- ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。
- イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行い、指導の証明を行うこと。

(2) その他

- ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの別添様式3-1中9の(1)に記載すること。
- イ その場合、原則として、別添様式3-1中6のケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。

4 指定医の指定に係るその他の事項について

(1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式1-1に定める精神保健指定医指定申請書に、次に定める書面（写真を含む。）を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出するものであること。

- ① 履歴書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 5年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式2-1及び2-2）（大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。）ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。
- ④ 3年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式2-1及び2-2）
- ⑤ 精神科実務経験告示に定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証するケースレポート（文字数（数字、アルファベット、カッコ、句読点は字数に含め、空白は字数に含めない。）は1200字以上2000字以下とし、原則としてワードプロセッサで作成すること。また、別添様式3-1及び3-2により各症例5通提出（原本1通及び残り4通は複写したもので可。）すること。なお、ケースレポ

ケ 指定医の申請時から7年以前に診療に従事した症例についてケースレポートを作成することは認められないものであること。ただし申請時から7年以前に診療を開始した症例であっても、申請時から7年前以降まで引き続き当該診療に従事した症例については、ケースレポートの対象とすることができるものであること。

3 指導医について

(1) 指導医は以下の役割を担うものとする。

- ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。
- イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行い、指導の証明を行うこと。

(2) その他

- ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの別添様式3-1中9の(1)に記載すること。
- イ その場合、原則として、別添様式3-1中6のケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。

4 指定医の指定に係るその他の事項について

(1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式1-1に定める精神保健指定医指定申請書に、次に定める書面（写真を含む。）を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、地方厚生局長に提出するものであること。

- ① 履歴書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 5年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式2-1及び2-2）（大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。）ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。
- ④ 3年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式2-1及び2-2）
- ⑤ 精神科実務経験告示に定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証するケースレポート（文字数（数字、アルファベット、カッコ、句読点は字数に含め、空白は字数に含めない。）は1200字以上2000字以下とし、原則としてワードプロセッサで作成すること。また、別添様式3-1及び3-2により各症例4通提出（原本1通及び残り3通は複写したもので可。）すること。なお、ケースレポ

ートは、第1症例は統合失調症圏、躁うつ病圏、中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）、児童・思春期精神障害、症状性若しくは器質性精神障害（老年期認知症を除く。）又は老年期認知症のいずれか（措置入院者又は医療観察法入院対象者とする。）とし、第2症例及び第3症例は統合失調症圏、第4症例は躁うつ病圏、第5症例は中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）、第6症例は児童・思春期精神障害、第7症例は症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）、第8症例は老年期認知症とすること。）

- ⑥ 法第18条第1項第4号又は法第19条第1項に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し
 - ⑦ 写真（縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請6ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。）
 - ⑧ ⑥が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し
 - ⑨ 指導医がケースレポートを指導していた医療機関において常時勤務していたことを証する施設管理者による常時勤務証明書（別添様式4）
なお、当該証明書はケースレポートに関わったすべての指導医ごとに提出すること。
- (2) 法第19条第2項の規定により指定の効力が失効した日から起算して1年を超えない期間に指定医の指定に係る申請を行おうとする者は、(1)にかかわらず、法第18条第1項第4号に規定する研修又は法第19条第1項に規定する研修を受講した上で、別添様式1－2に定める精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）に、(1)①、②、⑥、⑦、⑧に定める書面（写真を含む。）及び失効した指定医証（失効した日から1年を超えないものに限る。）を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出するものであること。
- (3) 指定医の指定は、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を求め、その結果に基づいて行うこととされているが、申請者から提出されたケースレポートの内容が十分ではなく、精神科実務経験告示に定める「診断又は治療に従事した経験」を満たしているか否かについて適正な審査が行えない旨の意見が医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会から示された場合においては、当該「診断又は治療に従事した経験」のうち具体的な症例（例えば児童・思春期精神障害に係る症例）について、関連する診療録の提出や申請者自らが担当した他の症例のケースレポートの提出を求めることがあること。
- (4) 指定医の指定申請において疑義が生じた場合、本職の求めに応じて、各都道府県・指定都市精神保健福祉担当課ならびに医療機関は、指導医の指導状況と合わせて調査の上、その結果の報告に協力するよう努めるものとする。
- (5) 精神保健指定医指定申請書に記載された個人情報については、精神

ートは、第1症例は統合失調症圏、躁うつ病圏、中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）、児童・思春期精神障害、症状性若しくは器質性精神障害（老年期認知症を除く。）又は老年期認知症のいずれか（措置入院者又は医療観察法入院対象者とする。）とし、第2症例及び第3症例は統合失調症圏、第4症例は躁うつ病圏、第5症例は中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）、第6症例は児童・思春期精神障害、第7症例は症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）、第8症例は老年期認知症とすること。）

- ⑥ 法第18条第1項第4号又は法第19条第1項に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し
 - ⑦ 写真（縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請6ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。）
 - ⑧ ⑥が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し
 - ⑨ 指導医がケースレポートを指導していた医療機関において常時勤務していたことを証する施設管理者による常時勤務証明書（別添様式4）
なお、当該証明書はケースレポートに関わったすべての指導医ごとに提出すること。
- (2) 法第19条第2項の規定により指定の効力が失効した日から起算して1年を超えない期間に指定医の指定に係る申請を行おうとする者は、(1)にかかわらず、法第18条第1項第4号に規定する研修又は法第19条第1項に規定する研修を受講した上で、別添様式1－2に定める精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）に、(1)①、②、⑥、⑦、⑧に定める書面（写真を含む。）及び失効した指定医証（失効した日から1年を超えないものに限る。）を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、地方厚生局長に提出するものであること。
- (3) 指定医の指定は、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を求め、その結果に基づいて行うこととされているが、申請者から提出されたケースレポートの内容が十分ではなく、精神科実務経験告示に定める「診断又は治療に従事した経験」を満たしているか否かについて適正な審査が行えない旨の意見が医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会から示された場合においては、当該「診断又は治療に従事した経験」のうち具体的な症例（例えば児童・思春期精神障害に係る症例）について、関連する診療録の提出や申請者自らが担当した他の症例のケースレポートの提出を求めることがあること。
- (4) 指定医の指定申請において疑義が生じた場合、本職の求めに応じて、各都道府県・指定都市精神保健福祉担当課ならびに医療機関は、指導医の指導状況と合わせて調査の上、その結果の報告に協力するよう努めるものとする。
- (5) 精神保健指定医指定申請書に記載された個人情報については、精神

保健指定医の指定や、法施行規則第4条の12第1項に規定された指定後の研修の通知など、精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用されること。

5 研修について

法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修については、厚生労働大臣が指定するものを行うこととしていること。

6 指定後における事務取扱いについて

(1) 指定医に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第7条に規定する精神保健指定医の身分を示す証票（以下「指定医証」という。）を交付した都道府県知事又は指定都市の市長は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。なお、受領書を受けた場合においても、これを厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長に対して提出することは必要がないこと。

また、都道府県知事又は指定都市の市長は、医療機関の管理者に対して、各年度当初に当該医療機関に勤務する指定医の指定医証の有効期限について確認をするよう促すこと。さらに、都道府県知事又は指定都市の市長は、指定医の公務員としての職務行為に係る行政処分を行う立場にあることを踏まえ、公務員としての職務を行う可能性のある指定医について、各年度当初に指定医証の有効期限を確認するよう努めること。

(2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医証の有効期限についても十分注意すること。なお、指定医証の有効期限が切れた後（4(2)に規定する申請を行い、再度指定医として指定されるまでの間を含む。）、指定医であるものとして行った職務は取り消しうるものとなること。

(3) 指定医は措置入院を行うに当たっての判断や行動制限など、私人に対する権限の行使にたずさわる立場にあることを踏まえ、精神科病院等においてその職務を行う際には常時、指定医証を提示できる状態にしておくよう努めること。

(4) 指定医は、指定医証の記載事項に変更のあるときは、指定医証を添えて、また、住所地に変更のあるときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の市長に届け出るものとすること。

(5) 指定医は、指定医証を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは指定医証を添付）を都道府県知事又は指定都市の市長に届け出るものとすること。

(6) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに指定医証を都道府県知事又は指定都市の市長を経由して厚生労働大臣に返納するものとすること。

保健指定医の指定や、法施行規則第4条の12第1項に規定された指定後の研修の通知など、精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用されること。

5 研修について

法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修については、厚生労働大臣が指定するものを行うこととしていること。

6 指定後における事務取扱いについて

(1) 指定医に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第7条に規定する精神保健指定医の身分を示す証票（以下「指定医証」という。）を交付した都道府県知事又は指定都市の市長は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。なお、受領書を受けた場合においても、これを厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長に対して提出することは必要がないこと。

また、都道府県知事又は指定都市の市長は、医療機関の管理者に対して、各年度当初に当該医療機関に勤務する指定医の指定医証の有効期限について確認をするよう促すこと。さらに、都道府県知事又は指定都市の市長は、指定医の公務員としての職務行為に係る行政処分を行う立場にあることを踏まえ、公務員としての職務を行う可能性のある指定医について、各年度当初に指定医証の有効期限を確認するよう努めること。

(2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医証の有効期限についても十分注意すること。なお、指定医証の有効期限が切れた後（4(2)に規定する申請を行い、再度指定医として指定されるまでの間を含む。）、指定医であるものとして行った職務は取り消しうるものとなること。

(3) 指定医は措置入院を行うに当たっての判断や行動制限など、私人に対する権限の行使にたずさわる立場にあることを踏まえ、精神科病院等においてその職務を行う際には常時、指定医証を提示できる状態にしておくよう努めること。

(4) 指定医は、指定医証の記載事項に変更のあるときは、指定医証を添えて、また、住所地に変更のあるときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出るものとすること。

(5) 指定医は、指定医証を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは指定医証を添付）を都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出るものとすること。

(6) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに指定医証を都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に返納するものとすること。



○精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について(平成27年3月31日障精発0331第1号)
(各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)

(下線部が変更部分)

新 通 知	旧 通 知
1 5年度ごとの研修及び指定医証の更新 (1) 5年度ごとの研修 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第19条の規定により、精神保健指定医(以下「指定医」という。)が、5年度ごとの研修を受けなかった場合には、当該研修を受けなかったことについてやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときを除き、当該指定を受けるべき年度の終了の日(3月31日)の経過をもって指定の効力を失うこととされており、研修を受けるべき年度は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第1項の規定に基づき、精神保健指定医が研修を受けなければならない年度を定める件」(平成8年3月21日厚生省告示第89号)の定めるところによる。 また、精神保健指定医の証(以下「指定医証」という。)には、研修を受けるべき年度の末日を指定医証の有効期限として記載しているところであり、指定医は、その有効期限に留意して、研修を受講することが必要である。 なお、研修実施団体(公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及び一般社団法人日本総合病院精神医学会が登録されている。)より、当該年度における受講を必要とする指定医に対し、受講のお知らせを送付することとしているので、案内状が不着とならぬよう、指定医は、住所地の変更届の提出を必ず行うとともに、指定医証の記載事項についても変更届の提出を励行し、研修の受講年度については、法律の規定に基づき自らの受講年度に留意することが必要である。 (2) 指定医証の更新 指定医は、5年度ごとの研修を受けたときは、別紙様式1による指定医証更新申請書に、写真(縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請6月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。以下同じ。)1枚を添付の上、研修の修了日に、研修の実施団体を經由して、<u>都道府県知事又は指定都市の市長</u>に申請しなければならない。なお、この際には、指定医証を添付することを要しない。 <u>都道府県知事又は指定都市の市長は、更新の通知とともに指定医証を更新者に交付する。</u>	1 5年度ごとの研修及び指定医証の更新 (1) 5年度ごとの研修 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第19条の規定により、精神保健指定医(以下「指定医」という。)が、5年度ごとの研修を受けなかった場合には、当該研修を受けなかったことについてやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときを除き、当該指定を受けるべき年度の終了の日(3月31日)の経過をもって指定の効力を失うこととされており、研修を受けるべき年度は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第1項の規定に基づき、精神保健指定医が研修を受けなければならない年度を定める件」(平成8年3月21日厚生省告示第89号)の定めるところによる。 また、精神保健指定医の証(以下「指定医証」という。)には、研修を受けるべき年度の末日を指定医証の有効期限として記載しているところであり、指定医は、その有効期限に留意して、研修を受講することが必要である。 なお、研修実施団体(公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及び一般社団法人日本総合病院精神医学会が登録されている。)より、当該年度における受講を必要とする指定医に対し、受講のお知らせを送付することとしているので、案内状が不着とならぬよう、指定医は、住所地の変更届の提出を必ず行うとともに、指定医証の記載事項についても変更届の提出を励行し、研修の受講年度については、法律の規定に基づき自らの受講年度に留意することが必要である。 (2) 指定医証の更新 指定医は、5年度ごとの研修を受けたときは、別紙様式1による指定医証更新申請書に、写真(縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請6月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。以下同じ。)1枚を添付の上、研修の修了日に、研修の実施団体を經由して、<u>地方厚生局長</u>に申請しなければならない。なお、この際には、指定医証を添付することを要しない。 <u>地方厚生局長は、更新の通知とともに指定医証を都道府県知事又は指定都市の市長を經由して、更新者に交付する。</u>

(3) 受講の延期及び指定医証の有効期限延長の申請

指定医は、5年度ごとの研修を受けるべき年度において、やむを得ない理由により、当該年度に実施されるいずれの研修も受講することができない見込みとなったとき、又は、現にいずれの研修も受けることができなかったときは、別紙様式2による精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）申請書に、写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出しなければならない。

研修を受けることができないやむを得ない理由は、法施行規則第4条により、「研修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないことにつき、災害、傷病、長期の海外渡航その他の事由があること」とされている。

法施行規則第1条の3中「やむを得ない理由が存することを証する書類」の例としては、被災証明、診断書、留学証明書等である。受講の延期の申請は、原則事前申請とする（事後申請となるのは災害、急病等やむを得ない場合に限る）ので、研修を受けるべき年度に実施される全ての研修について受講できないことが明らかとなった場合には速やかに必要書類等を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出すること。

厚生労働大臣がやむを得ない理由が存すると認めたときは、都道府県知事又は指定都市の市長は、精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）通知とともに、延長した有効期限を記載した新たな指定医証を交付する。

また、受講延期の期間は、原則として1年間であるが、海外渡航等事前に長期に渡って研修の受講が困難であることが判明している場合に限り、4年を限度として複数年にわたり延期申請を行うことも可能である。

なお、延期された受講年度に受講した場合の次の回の研修は、本来の受講年度を起算点とした5年後となるものであり、延期された受講年度を起算点とした5年後となるものではない。

(4) 失効について

研修を受けるべき年度において研修を受けなかった指定医が、受講延期の承認も得ていない場合においては、指定医の指定は、当該年度の3月31日の経過により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第2項の規定により自動的に失効する。

2 指定医証の記載事項等の変更届

(1) 勤務先の変更

指定医は、指定医証に記載された勤務先に変更があったときは、速や

(3) 受講の延期及び指定医証の有効期限延長の申請

指定医は、5年度ごとの研修を受けるべき年度において、やむを得ない理由により、当該年度に実施されるいずれの研修も受講することができない見込みとなったとき、又は、現にいずれの研修も受けることができなかったときは、別紙様式2による精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）申請書に、写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、地方厚生局長に提出しなければならない。

研修を受けることができないやむを得ない理由は、法施行規則第4条により、「研修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないことにつき、災害、傷病、長期の海外渡航その他の事由があること」とされている。

法施行規則第1条の3中「やむを得ない理由が存することを証する書類」の例としては、被災証明、診断書、留学証明書等である。受講の延期の申請は、原則事前申請とする（事後申請となるのは災害、急病等やむを得ない場合に限る）ので、研修を受けるべき年度に実施される全ての研修について受講できないことが明らかとなった場合には速やかに必要書類等を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、地方厚生局長に提出すること。

厚生労働大臣がやむを得ない理由が存すると認めたときは、地方厚生局長は、精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）通知とともに、延長した有効期限を記載した新たな指定医証を、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して交付する。

また、受講延期の期間は、原則として1年間であるが、海外渡航等事前に長期に渡って研修の受講が困難であることが判明している場合に限り、4年を限度として複数年にわたり延期申請を行うことも可能である。

なお、延期された受講年度に受講した場合の次の回の研修は、本来の受講年度を起算点とした5年後となるものであり、延期された受講年度を起算点とした5年後となるものではない。

(4) 失効について

研修を受けるべき年度において研修を受けなかった指定医が、受講延期の承認も得ていない場合においては、指定医の指定は、当該年度の3月31日の経過により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第2項の規定により自動的に失効する。

2 指定医証の記載事項等の変更届

(1) 勤務先の変更

指定医は、指定医証に記載された勤務先に変更があったときは、速や

かに別紙様式 3-1 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

なお、精神科の医療機関以外の勤務先に異動した場合や、勤務先を有しなくなった場合においても、指定医の辞退届を提出しない限り、勤務先の変更届等を提出することが必要である。

都道府県又は指定都市は、指定医証の記載を訂正してこれを指定医に返還するとともに、別紙様式 4 による報告書を添えて、当該変更届を保管すること。

(2) 氏名の変更

指定医は、氏名の変更があったときは、速やかに別紙様式 3-1 により、指定医証及び写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

都道府県知事又は指定都市の市長は、新たな指定医証を発行して、当該指定医に交付するものとする。

(3) 住所地の変更

指定医は、住所地の変更があったときは、速やかに別紙様式 3-2 により、住所地（変更後の住所地）の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

3 指定医証の再交付

指定医は、指定医証を紛失又はき損したときは、速やかに別紙様式 5 により、紛失したときは始末書（様式任意）及び写真 1 枚、き損したときは指定医証及び写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

4 指定医の辞退届

指定医が指定医の職務を行うことが将来にわたってなくなった場合又は指定医の職務を全うすることができなくなった場合等指定医を辞退するときは、別紙様式 6 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

5 指定医の死亡届

指定医が死亡したときは、指定医の遺族等は、速やかに別紙様式 7 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

6 指定の取消し又は職務の停止

(1) 都道府県知事又は指定都市の市長は、指定医について、法第 19 条の 2 第 2 項の規定に該当すると認められるときは、同条第 4 項の規定により厚生労働大臣にその旨を通知すること。

(2) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてそ

かに別紙様式 3-1 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

なお、精神科の医療機関以外の勤務先に異動した場合や、勤務先を有しなくなった場合においても、指定医の辞退届を提出しない限り、勤務先の変更届等を提出することが必要である。

都道府県又は指定都市は、指定医証の記載を訂正してこれを指定医に返還するとともに、別紙様式 4 による報告書を添えて、当該変更届を地方厚生局長あて送達すること。

(2) 氏名の変更

指定医は、氏名の変更があったときは、速やかに別紙様式 3-1 により、指定医証及び写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

地方厚生局長は、新たな指定医証を発行して、都道府県知事又は指定都市の市長を経由して当該指定医に交付するものとする。

(3) 住所地の変更

指定医は、住所地の変更があったときは、速やかに別紙様式 3-2 により、住所地（変更後の住所地）の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

3 指定医証の再交付

指定医は、指定医証を紛失又はき損したときは、速やかに別紙様式 5 により、紛失したときは始末書（様式任意）及び写真 1 枚、き損したときは指定医証及び写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

4 指定医の辞退届

指定医が指定医の職務を行うことが将来にわたってなくなった場合又は指定医の職務を全うすることができなくなった場合等指定医を辞退するときは、別紙様式 6 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

5 指定医の死亡届

指定医が死亡したときは、指定医の遺族等は、速やかに別紙様式 7 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

6 指定の取消し又は職務の停止

(1) 都道府県知事は、指定医について、法第 19 条の 2 第 2 項の規定に該当すると認められるときは、同条第 4 項の規定により厚生労働大臣にその旨を通知すること。

(2) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてそ

の職務の停止を命ぜられたときは、速やかに別紙様式 8 により、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して指定医証を厚生労働大臣に返納すること。

別紙様式 1
別紙様式 2
別紙様式 3－1、別紙様式 3－2
別紙様式 4
別紙様式 5
別紙様式 6
別紙様式 7
別紙様式 8

の職務の停止を命ぜられたときは、速やかに別紙様式 8 により、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して指定医証を地方厚生局長に返納すること。

別紙様式 1
別紙様式 2
別紙様式 3－1、別紙様式 3－2
別紙様式 4
別紙様式 5
別紙様式 6
別紙様式 7
別紙様式 8

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について

(平成 27 年 3 月 31 日障精発 0331 第 1 号)

1 精神保健指定医の指定要件たる精神科実務経験について

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号に規定されている「精神障害の診断又は治療に従事した経験」（以下「精神科実務経験」という。）については、精神保健指定医制度の趣旨にかんがみ、自ら精神障害者の診断又は治療に当たるなかで、患者の人権や個人としての尊厳に配慮した精神医学的経験を有することを精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定要件とすることとしたものであり、その期間については 3 年以上とされていること。

- (2) 精神科実務経験は、精神科を標榜している医療機関（平成 20 年 3 月 31 日現在神経科を標榜している医療機関を含む。）において行った精神障害者の診断又は治療（デイ・ケアを含む。）をいうものであること。

ただし、当分の間、精神科の診療に相当の経験を有する医師の配置が法律等により定められている施設において常勤の医師として行った診断又は治療についても、これに含まれるものであること。なお、この施設について問い合わせ等があった場合には、本職と十分調整されたいこと。

- (3) 精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする。

ア 精神科実務経験の期間については、1 週間に 4 日以上精神障害者の診断又は治療に当たっている期間を算定対象とするものとする。

イ アにいう「4 日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に 1 日おおむね 8 時間以上当たった日について行うものであること。

なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できるものであること。

ウ 精神保健福祉センター、保健所におけるデイ・ケアに従事した時間及び期間については、これに算入できるものであること。また、これらの機関で嘱託医として精神障害者に対する相談業務に従事した時間についても、これに含まれるものであること。

エ 当直のみをする時間及び期間については、精神科実務経験として算定できないものであること。

オ 動物実験等に携わる時間及び期間は、精神科実務経験として算定できないものであること。

カ 精神医学を専攻する大学院生にあつては、副科目及び選択科目の履修や研究のために、精神障害者の診断又は治療を行わない時間及び期間が生じるが、この時間及び期間は、精神科実務経験として算定できないものであること。

キ 外国留学等外国において精神障害者の診断又は治療に当たった場合においては、この時間及び期間は、精神科実務経験に算入できるものであること。

- (4) 医療実務経験の期間の算定については、(3)の精神科実務経験の期間の算定方法に準じることとする（ウは除く）。

なお、医師法（昭和 23 年法律第 201 号。）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修において、保健所等で業務に従事した場合においては、この時間及び期間は医療実務経験に算入できるものとする。

2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて

- (1) 法第 18 条第 1 項第 3 号及び同号に基づく厚生省告示(昭和 63 年 4 月厚生省告示第 124 号)(以下「精神科実務経験告示」という。)に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、指定医の指定申請時に提出するいわゆるケースレポートにより、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を有しているかについて確認するものとする。このケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、指定医申請書に添付して、申請するものとする。

その際、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、別紙 1 のとおり指定医ケースレポートの評価基準がとりまとめられているので参考とすること。

なお、精神科実務経験告示は、指定医としての指定要件として必要最小限の症例数を定めたも

のであり、指定医の指定を受けようとする者は、3年間の精神科実務経験の中においては任意入院者を含めてこれ以上の症例を積極的に取り扱うことが望ましいものであること。

(2) ケースレポートの対象となる患者については、以下によるものとする。

ア 精神科実務経験告示に定める8例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務（1(3)ア及びイに該当するものをいう。以下同じ。）し、当該医療機関に常時勤務する指定医（以下「指導医」という。）の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、少なくとも一週間に4日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。

イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した症例についてケースレポートを提出するものとする。

注 1 入院形態の変更は、変更前の入院形態については退院と、変更後の入院形態については入院とみなすものとする。

注 2 同一の入院形態のままの転院及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第43条第4項に基づく指定入院医療機関の変更（以下「転院等」という。）は転院等以前の医療機関では退院とみなさないものとする。（「中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）」及び「症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」については、オを参照すること。）なお、転院先においては入院とみなすものとする。

ウ 入院が長期にわたる場合は、入院から3ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者については新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が3ヶ月以上である場合において、それぞれケースレポートの対象とすることができるものとする。

エ 医療保護入院又は措置入院（以下「医療保護入院等」という。）の途中から担当し、任意入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例については、当該医療保護入院等の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに任意入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

また、措置入院の途中から担当し、医療保護入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例についても、当該措置入院の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに医療保護入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、措置入院の症例としてケースレポートの対象とすることができるものとする。

オ 「中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）」及び「症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」については、イの注2の規定に関わらず、入院から3ヶ月以内に同一の入院形態のまま転院等が行われた症例であっても、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

カ 児童・思春期精神障害で任意入院を選ぶ場合（平成26年4月1日以後に入院した者に限る。）は、当該患者の入院から退院までの期間を継続して診療に従事した症例、入院から3ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者について新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事しその期間が3ヶ月以上である症例をケースレポートの対象とすることができるものとする。

キ イからカについては、別紙2「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」を参照すること。

ク 同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成することは認められないものであること。

ケ 指定医の申請時から7年以前に診療に従事した症例についてケースレポートを作成することは認められないものであること。ただし申請時から7年以前に診療を開始した症例であっても、申請時から7年前以降まで引き続き当該診療に従事した症例については、ケースレポートの対象とすることができるものであること。

3 指導医について

(1) 指導医は以下の役割を担うものとする。

ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。

イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行い、指導の証明を行うこと。

(2) その他

ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの別添様式 3-1 中 9 の(1)に記載すること。

イ その場合、原則として、別添様式 3-1 中 6 のケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。

4 指定医の指定に係るその他の事項について

(1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式 1-1 に定める精神保健指定医指定申請書に、次に定める書面(写真を含む。)を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市に提出するものであること。

① 履歴書

② 医師免許証の写し

③ 5 年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書(別添様式 2-1 及び 2-2)(大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。)ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。

④ 3 年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実務経験証明書(別添様式 2-1 及び 2-2)

⑤ 精神科実務経験告示に定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証するケースレポート(文字数(数字、アルファベット、カッコ、句読点は字数に含め、空白は字数に含めない。))は 1200 字以上 2000 字以下とし、原則としてワードプロセッサで作成すること。また、別添様式 3-1 及び 3-2 により各症例 5 通提出(原本 1 通及び残り 4 通は複写したもので可。)すること。なお、ケースレポートは、第 1 症例は統合失調症圏、躁うつ病圏、中毒性精神障害(依存症に係るものに限る。)、児童・思春期精神障害、症状性若しくは器質性精神障害(老年期認知症を除く。))又は老年期認知症のいずれか(措置入院者又は医療観察法入院対象者とする。))とし、第 2 症例及び第 3 症例は統合失調症圏、第 4 症例は躁うつ病圏、第 5 症例は中毒性精神障害(依存症に係るものに限る。)、第 6 症例は児童・思春期精神障害、第 7 症例は症状性又は器質性精神障害(老年期認知症を除く。)、第 8 症例は老年期認知症とすること。)

⑥ 法第 18 条第 1 項第 4 号又は法第 19 条第 1 項に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し

⑦ 写真(縦 50 ミリメートル、横 40 ミリメートルとし、申請 6 ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。)

⑧ ⑥が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写し

⑨ 指導医がケースレポートを指導していた医療機関において常時勤務していたことを証する施設管理者による常時勤務証明書(別添様式 4) なお、当該証明書はケースレポートに関わったすべての指導医ごとに提出すること。

(2) 法第 19 条第 2 項の規定により指定の効力が失効した日から起算して 1 年を超えない期間に指定医の指定に係る申請を行おうとする者は、(1)にかかわらず、法第 18 条第 1 項第 4 号に規定する研修又は法第 19 条第 1 項に規定する研修を受講した上で、別添様式 1-2 に定める精神保健指定医指定申請書(失効後一年未満)に、(1)①、②、⑥、⑦、⑧に定める書面(写真を含む。)及び失効した指定医証(失効した日から 1 年を超えないものに限る。)を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出するものであること。

(3) 指定医の指定は、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を求め、その結果に基づいて行うこととされているが、申請者から提出されたケースレポートの内容が十分ではなく、精神科実務経験告示に定める「診断又は治療に従事した経験」を満たしているか否かについ

て適正な審査が行えない旨の意見が医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会から示された場合においては、当該「診断又は治療に従事した経験」のうち具体的な症例（例えば児童・思春期精神障害に係る症例）について、関連する診療録の提出や申請者自らが担当した他の症例のケースレポートの提出を求めることがあること。

- (4) 指定医の指定申請において疑義が生じた場合、本職の求めに応じて、各都道府県・指定都市精神保健福祉担当課ならびに医療機関は、指導医の指導状況と合わせて調査の上、その結果の報告に協力するよう努めるものとする。
- (5) 精神保健指定医指定申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定や、法施行規則第4条の12第1項に規定された指定後の研修の通知など、精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用されること。

5 研修について

法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修については、厚生労働大臣が指定するものを行うこととしていること。

6 指定後における事務取扱いについて

- (1) 指定医に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第7条に規定する精神保健指定医の身分を示す証票（以下「指定医証」という。）を交付した都道府県知事又は指定都市の市長は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。なお、受領書を受けた場合においても、これを厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長に対して提出することは必要がないこと。
また、都道府県知事又は指定都市の市長は、医療機関の管理者に対して、各年度当初に当該医療機関に勤務する指定医の指定医証の有効期限について確認をするよう促すこと。さらに、都道府県知事又は指定都市の市長は、指定医の公務員としての職務行為に係る行政処分を行う立場にあることを踏まえ、公務員としての職務を行う可能性のある指定医について、各年度当初に指定医証の有効期限を確認するよう努めること。
- (2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医証の有効期限についても十分注意すること。なお、指定医証の有効期限が切れた後（4(2)に規定する申請を行い、再度指定医として指定されるまでの間を含む。）、指定医であるものとして行った職務は取り消しうるものとなること。
- (3) 指定医は措置入院を行うに当たっての判断や行動制限など、私人に対する権限の行使にたずさわる立場にあることを踏まえ、精神科病院等においてその職務を行う際には常時、指定医証を提示できる状態にしておくよう努めること。
- (4) 指定医は、指定医証の記載事項に変更のあるときは、指定医証を添えて、また、住所地に変更のあるときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の市長に届け出るものとする。
- (5) 指定医は、指定医証を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは指定医証を添付）を都道府県知事又は指定都市の市長に届け出るものとする。
- (6) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに指定医証を都道府県知事又は指定都市の市長を経由して厚生労働大臣に返納するものとする。

精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領
(平成27年3月31日障精発0331第1号)

1 5年度ごとの研修及び指定医証の更新

(1) 5年度ごとの研修

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第19条の規定により、精神保健指定医（以下「指定医」という。）が、5年度ごとの研修を受けなかった場合には、当該研修を受けなかったことについてやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときを除き、当該指定を受けるべき年度の終了の日（3月31日）の経過をもって指定の効力を失うこととされており、研修を受けるべき年度は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第1項の規定に基づき、精神保健指定医が研修を受けなければならない年度を定める件」（平成8年3月21日厚生省告示第89号）の定めるところによる。

また、精神保健指定医の証（以下「指定医証」という。）には、研修を受けるべき年度の末日を指定医証の有効期限として記載しているところであり、指定医は、その有効期限に留意して、研修を受講することが必要である。

なお、研修実施団体（公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及び一般社団法人日本総合病院精神医学会が登録されている。）より、当該年度における受講を必要とする指定医に対し、受講のお知らせを送付することとしているので、案内状が不着とならぬよう、指定医は、住所地の変更届の提出を必ず行うとともに、指定医証の記載事項についても変更届の提出を励行し、研修の受講年度については、法律の規定に基づき自らの受講年度に留意することが必要である。

(2) 指定医証の更新

指定医は、5年度ごとの研修を受けたときは、別紙様式1による指定医証更新申請書に、写真（縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請6月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。以下同じ。）1枚を添付の上、研修の修了日に、研修の実施団体を經由して、都道府県知事又は指定都市の市長に申請しなければならない。なお、この際には、指定医証を添付することを要しない。

都道府県知事又は指定都市の市長は、更新の通知とともに指定医証を更新者に交付する。

(3) 受講の延期及び指定医証の有効期限延長の申請

指定医は、5年度ごとの研修を受けるべき年度において、やむを得ない理由により、当該年度に実施されるいずれの研修も受講することができない見込みとなったとき、又は、現にいずれの研修も受けることができなかったときは、別紙様式2による精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）申請書に、写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出しなければならない。

研修を受けることができないやむを得ない理由は、法施行規則第4条により、「研

修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないことにつき、災害、傷病、長期の海外渡航その他の事由があること」とされている。

法施行規則第1条の3中「やむを得ない理由が存することを証する書類」の例としては、被災証明、診断書、留学証明書等である。受講の延期の申請は、原則事前申請とする（事後申請となるのは災害、急病等やむを得ない場合に限る）ので、研修を受けるべき年度に実施される全ての研修について受講できないことが明らかとなった場合には速やかに必要書類等を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出すること。

厚生労働大臣がやむを得ない理由が存すると認めたときは、都道府県知事又は指定都市の市長は、精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）通知とともに、延長した有効期限を記載した新たな指定医証を交付する。

また、受講延期の期間は、原則として1年間であるが、海外渡航等事前に長期に渡って研修の受講が困難であることが判明している場合に限り、4年を限度として複数年にわたり延期申請を行うことも可能である。

なお、延期された受講年度に受講した場合の次の回の研修は、本来の受講年度を起算点とした5年後となるものであり、延期された受講年度を起算点とした5年後となるものではない。

(4) 失効について

研修を受けるべき年度において研修を受けなかった指定医が、受講延期の承認も得ていない場合においては、指定医の指定は、当該年度の3月31日の経過により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第2項の規定により自動的に失効する。

2 指定医証の記載事項等の変更届

(1) 勤務先の変更

指定医は、指定医証に記載された勤務先に変更があったときは、速やかに別紙様式3-1により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

なお、精神科の医療機関以外の勤務先に異動した場合や、勤務先を有しなくなった場合においても、指定医の辞退届を提出しない限り、勤務先の変更届等を提出することが必要である。

都道府県又は指定都市は、指定医証の記載を訂正してこれを指定医に返還するとともに、別紙様式4による報告書を添えて、当該変更届を保管すること。

(2) 氏名の変更

指定医は、氏名の変更があったときは、速やかに別紙様式3-1により、指定医証及び写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

都道府県知事又は指定都市の市長は、新たな指定医証を発行して、当該指定医に交付するものとする。

(3) 住所地の変更

指定医は、住所地の変更があったときは、速やかに別紙様式 3－2 により、住所地（変更後の住所地）の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

3 指定医証の再交付

指定医は、指定医証を紛失又はき損したときは、速やかに別紙様式 5 により、紛失したときは始末書（様式任意）及び写真 1 枚、き損したときは指定医証及び写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

4 指定医の辞退届

指定医が指定医の職務を行うことが将来にわたってなくなった場合又は指定医の職務を全うすることができなくなった場合等指定医を辞退するときは、別紙様式 6 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

5 指定医の死亡届

指定医が死亡したときは、指定医の遺族等は、速やかに別紙様式 7 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

6 指定の取消し又は職務の停止

- (1) 都道府県知事又は指定都市の市長は、指定医について、法第 19 条の 2 第 2 項の規定に該当すると認められるときは、同条第 4 項の規定により厚生労働大臣にその旨を通知すること。
- (2) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに別紙様式 8 により、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して指定医証を厚生労働大臣に返納すること。